

産業厚生常任委員会会議録

[平成26年 4月25日開催]

南あわじ市議会

産業厚生常任委員会会議録

日 時 平成26年 4月25日
午後 1時30分 開会
午後 4時37分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員 長	印 部 久 信
副 委 員 長	谷 口 博 文
委 員	吉 田 良 子
委 員	柏 木 剛
委 員	木 場 徹
委 員	原 口 育 大
委 員	阿 部 計 一
委 員	川 上 命
議 長	小 島 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 長	馬 部 総 一 郎

産業振興部長 (鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長)	興	津	良	祐
農業振興部長 (食の拠点事業推進室長)	神	田	拓	治
教育部部長	太	田	孝	次
農業振興部次長	森	本	秀	利
教育部次長兼教育総務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長兼収税課長	山	崎	稔	弘
市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北	口		力
健康福祉部福祉課長 兼少子対策課長	田	村	愛	子
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武	司
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
産業振興部商工観光課長 (マーケティング戦略担当)兼企業誘致課長	阿	部	員	久
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝	夫
農業振興部農林振興課長 兼農業共済課長	宮	崎	須	次
農業振興部農地整備課長 兼地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部食の拠点推進室課長	喜	田	憲	和
農業委員会事務局長	小	谷	雅	信
教育委員会学校教育課長	廣	地	由	幸
				(学校教育指導主事)
教育委員会生涯学習文化振興課長 兼人権教育課長	福	原	敬	二
教育委員会生涯学習文化振興課付課長 (子ども映画祭・青少年育成センター事業担当)	川	上	洋	介
埋蔵文化財調査事務所長	山	見	嘉	啓

II. 会議に付した事件

1. 所管事務調査について……………	5
(1) 教育の充実・文化、スポーツの振興と関係施設の整備について	
(2) 人権施策について	
(3) 税の賦課徴収について	
(4) 医療体制と健康づくりの推進について	
(5) 青少年の健全育成について	
(6) 福祉対策について	
(7) 介護保険と高齢化社会対策について	
(8) 生活環境の整備推進について	
(9) 産業振興の推進について	
(10) 農業振興の推進について	
(11) 農業委員会に関すること	
2. その他……………	60

III. 会議録

産業厚生常任委員会

平成26年 4月25日(金)

(開会 午後 1時30分)

(閉会 午後 4時37分)

○印部久信委員長 それでは、皆さんこんにちは。

本日は、委員の皆様方におかれましては、早朝よりトレーニングセンターの視察ということでありまして、御苦労さんでした。

本日は、この委員会は、今回は付託案件でなしに、通常の委員会でありますので、時間が十分ありますので、常日ごろの委員会に思っている思いを、質疑をしていただけたらいいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

執行部、挨拶をお願いします。

副市長。

○副市長(川野四朗) 午前中からの管内視察に引き続いての委員会でございます。本日に御苦労さんでございます。

間もなく大型連休が来るわけでございます。ことしのゴールデンウィーク、何とかいい天気で、観光客の皆さん方が多く押し寄せて来ていただきたいなという思いもいたしております。幸いにして、橋の料金も、橋のみを考えてみますと900円になってるわけでございますので、少しは割安感が出てきておるのかなというようなことを思います。そういう効果がどのように出てくるのか、今回のゴールデンウィーク、我々も楽しみにいたしております。ただ、天候次第というところもございまして、いい天気に恵まれて、観光客の皆さん方が多く押し寄せていただけることを期待している今日でございます。

きょうは、所管事務調査ということでございまして、どうかよろしく願いをしたいと思っております。

○印部久信委員長 欠席の方はおられませんね。

それでは、所管事務調査に入る前に、4月の人事異動によりまして新しく来られました執行部の方々に自己紹介をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(執行部 自己紹介)

○印部久信委員長 それでは、本日、傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いをいたします。

ただいまから、閉会中の継続調査として申し出てあります所管事務調査事項11件について、一括して調査をします。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、所管事務調査全般について、11件一括して調査をいたします。

なお、3月定例会においてその後の対応報告を受けることになっておりました、南あわじ市温水プール条例の一部を改正する条例制定について、商工観光課長兼企業誘致課長より報告をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) ゆとりっくにおける温水プールの利用状況について、御報告申し上げます。

中学生の大人料金を取っておりました、まず期間でございますが、平成20年度から平成26年1月利用分まで、約6年間にわたりまして取っておりました。これは平成20年度に指定管理が始まりましてからという期間でございます。

それで、利用者数でございますが、プールにつきましては当日券、これにつきましては自動販売機で利用券を購入しております。そのため、大人と子供の区別しかありませんので、中学生の人数については判別できておりません。

そこで、利用人数の推測をいたしまして、その人数につきましては、産業振興協会の決算書から拾い出しまして、その中で、平成9年度から平成16年度まで、体力づくりパスポートということで、幼稚園、小学校、中学校に利用券を配布しておりました。その利用実績から人数を推測いたしました。

その8年間の期間について、大人の当日利用者は11万2,158人でありました。体力づくりパスポート利用の中学生の総数が3,239名あります。これを利用率に換算しまして、2.9%という数字が出ましたので、大人料金を取っておりました平成20年度から平成26年1月までの大人当日利用者数、この人数が3万5,316人あるわけでございますが、これに利用率の2.9%を掛けまして、子供利用料金との差額200円でございますが、これを掛けると、総額20万4,800円という金額が出てきております。

それで、その20万4,800円、これについて返還を指定管理者に求めるわけでございますが、その返還方法につきまして、指定管理者とよく協議して、その結果、現在の西淡中学校の生徒、これが264名おるわけでございますが、その生徒の方々にプールの利用券を配布したいという申し出がございました。

そこで、よく協議いたしまして、具体案といたしまして、生徒1名につき利用券3枚、300円掛ける264人掛ける3枚で、金額にしまして23万7,600円相当ということになります。これを利用券として配布し、今後、学校行事等で活用していただけたらと

というようなことで、現在、教育委員会と調整をしておるところでございます。

以上、報告申し上げます。

○印部久信委員長 この今の報告について、何か質疑はございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 今の善後策だと、今の中学生に配るということは、これ、実際利用した人というのは、還元されないということですか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） はい。先ほど申しましたとおり、平成20年度から26年度までが、実際利用した人でございますが、その名前であるとかそういったところが判別できておりませんので、その対策として、返還は現在の中学生というふうな判断をさせていただきます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 民間とかでよくあるのは、申し出があったら返すとかいうようなことをやっていたように思うんですけど、そういうことは考えられないんですか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） その人が判定できておりませんが、先ほど、原口委員の質問があったように、私、利用しましたというようなところでも、証拠等がなかなかつかめませんので、不公平も生じてくるんでないかというようなところから、現在の判断に至ったわけでございます。

○印部久信委員長 ほかに。
木場委員。

○木場 徹委員 教育委員会にお尋ねします。西淡地区だけ中学校にプールがないということで、お聞きしますと、水泳の時間がほとんどとられてないということで、西淡地区に関して、ほかの地区と、水泳をしないことによってどういう影響がありますか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 現在、西淡中学校の校長とも話を進めておりました、今年度においては関係機関、いわゆるゆとりっく等を含めまして、水泳の実技指導を年間計画に位置づけていくという方向性を、今現在つくっております。中学の学習指導要領による水泳授業につきましては、1、2年生には7時間程度の必修ということになっておりますが、水泳場、すなわちプールがない学校においては水泳の事故防止並びに救急法的な授業を展開するというふうになっております。そういう意味では、今回、ゆとりっくの先ほどの話もありましたけれども、今回、実技指導も含めて、関係機関と年間計画を立てて進めていこうということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○印部久信委員長 木場委員、とにかく先に商工観光課長の報告だけを先にやって、今言う質疑は、これが一段落した後、また改めてお願いします。

ほかに。

吉田委員。

○吉田良子委員 お金のこと、プールで使用でという話ではありましたけれども、前回のときに、ゆとりっくの株式会社ザッピー西淡というのがあって、その代表者がかわるといふことで、登記の関係でまだあの時点ではできてないという話がありましたけれども、それは現在どうなってるんでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） その件につきまして、本日報告するべしで予定しておりました。この場で報告させていただいてよろしいでしょうか。

○印部久信委員長 関連しとるから、これは結構です。

○商工観光課長（阿部員久） そうしましたら、改めてゆとりっく施設につきまして報告させていただきます。

先般、指定管理者の株式会社ザッピー西淡より、役員の変更があった旨、報告がございました。変更内容につきましては、前任の高田代表取締役の一身上の都合による退任のため、代表者を渡邊一人に変更するという変更届がございました。

変更年月日につきましては、平成26年1月24日、会社の登録につきましては、平成26年1月30日でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 前のときも、その高田さんがやめるに当たっては、一身上の都合という話がありましたけれども、現実には、かなり高い役員報酬を取ってたというような話も聞いてるんですけど、その点はどういうふうに市として認識してるんでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今、委員がおっしゃったようなこともあります。その後、一昨年12月でしたか、そのときに一度、取締役を呼びまして、現状を調査しております。それで、社会通念上取り過ぎであるというふうなことも私どものほうから指導いたしまして、減額するよというふうなことで、翌1月からは減額しているというふう聞いております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この指定管理に当たって、平成25年から29年までの5カ年計画というのが出ています。そうしますと、そこら辺でここにも人件費というのが書かれておりますけれども、そこらの人件費の見通しというのが甘かったんじゃないかと思うんですけど、その点、どう認識されてますか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 人件費というところで、中身につきましては私どももそこまで把握できておりません。それで、前社長の話によりますと、本人の報酬につきましては、会社の運営資金としても置いてあったというふうな説明を聞きましたが、それについてはおかしいんじゃないかというふうなことで訂正しておりますが、その指定管理、それを計画を受けるときにはそこまでちょっと把握できておりませんでした。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、今現在、その高田さんがもらってた報酬についてはどういうふうな割り振りになっているんでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 一応、その社長の取っておりました報酬につきましては、退任されたということで、その後、取締役が4名に増員しております。それに加えて、従業員等も若干かわっておりますので、そういった人数の増加によりまして変更しておるといふうなことでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、役員さんがふえて、働いている方も若干入れかえがあって、そしたら、人件費そのものは変わらないということでもいいんですか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） その後のちょっと、人件費等の金額については、まだ現在、聞いておりませんが、若干、変わってくるんじゃないかとは思いますが、ちょっと金額につきましては把握しておりません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 やはり指定管理する以上、こういう収支計画書が出てきてます。それを基本にすべきだし、会社の名前は同じでも代表者がかわるということになれば、当然、これ指定管理、もう一度改めてすべきことになってくるんじゃないんでしょうか。その人件費の使われ方、また、経営者がかわれば運営のやり方も違ってますから、いろんな需用費や施設管理費なんかも変わってくると思うので、そこら辺は再度、指定管理の見直しというのが必要ではないんですか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今回の変更につきましては、役員取締役の交代ということでございまして、市のほうとしましては、指定管理はあくまでも株式会社ザッピー西淡という会社をしている関係上、それを継続していただければそれでいいんじゃないかというふうに解釈しております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私は、会社の名前は同じでも、その体制が変わるのであれば当然、指定管理をどうするか、市が出す指定管理料が本当にこれが正当なものであるかというところは、再度見直しをかけて契約をすべきものだというふうに思いますけれども、そういう考えには至らなかった、そういうことも考えられなかったということなんでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 私どものほうとしましては、変更の報告を受けましたが、方針につきましては変わらずということでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう繰り返しになりますけど、やはり経営者が、方針が変わればどうしても内容も若干変わってくるから、当然、この指定管理そのものを見直すということは当然のことだと思うんですけど。副市長、どうですか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 我々のほうとしては、あくまでも先ほど課長が述べたように、会社に指定管理をしているわけですし、やめられた前の社長に指定管理しているわけじゃないわけなんで、我々としては先ほど説明したとおり、代表者がかわっただけだという理解でおります。

代表者がかわってそういうことをするならば、いろいろなところでそういうことが出てくると思います。何もこのザッピーだけじゃございませんで、団体もそうでございますので、それはいかがなものかなと思います。我々としては、ある団体、会社、そういうものに対してお願いをしているわけで、代表取締役である誰それというものを特定したものではありませんので、私どもの考え方はそういうことで、引き続きザッピーにお願いをすると、ザッピーの代表者が高田から渡邊にかわるというのみの評価でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう繰り返しになりますけども、やはり経営者がかわれば経営の方針も変わりますから、当然、契約のもう一度やり直しというのが、私は当然だと思います。同じ答えなので、もう終わります。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私も、今、吉田委員が言われたのがひとつ、筋が通っておると思うんですよね。それで、これは副市長、何ですか、指定管理、南あわじ市はかなりの数をしているわけですが、そういう指定管理上の契約の中でそういう会社にしたのであるから、役員が、社長が誰になろうが問題がないということなんですが、これは大事なことやと思うんです。

普通、我々一般、何か契約をするときは、まずその社長の人柄なり、いろいろなことを調べてお願いをしますわね。それで、社長がかわったら、これはまた一からやという、これが常識やと思うんですが、今の副市長の答弁ですと、そういうふうに、会社へ指定管理しとんのやから、会社で、誰が会社の中で社長になっても市は関知しないと、それがそういう指定管理上の法的というか、そういう契約上にそういうふうになってるんですか。その辺をお聞きしたいと思います。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 我々は、指定管理は個人じゃだめなんです、2人以上の団体という形になってます、原則的に。したがいまして、今回のように株式会社ザッピーというものに指定管理をお願いしてあります。ちなみに、漁業組合であったり観光協会であったりもします。そういうことになってくると、観光協会の役員がかわればまた変えていかないかんということにもなるかと思えます。

したがいまして、ある団体、観光協会なら観光協会、ザッピーもそれと同じような形だという理解で私どもはやっておりますので、それが当然の理解ではないかなというふうには考えています。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは前例として残っていくと思うんよ。だから、やっぱり今、私としたら、今後そういう会社にそういう指定管理をすれば、その前任の代表者がおやめになって、今度、その中から誰かがかわるといっても、これはもう、指定管理を継続してやれるというふうに解釈してよろしいですね。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗）　　そういう継続は可能ですけど、我々のほうでは指定期間というのは5年間ということがあります。何で指定期間に5年間を設けているかといいますと、やはり我々が指定管理したときの計画書どおりやってるかどうか、それはその5年間の間でもずっと注視をして、我々の思いと運営の方法が違うという形であれば、5年間の年度の途中でもこちらのほうから解約を申し出るということもあり得る場合もありますし、今度の指定管理のときにそういうものについての評価をきっちり下していくということにもなるようにできておりますので、何が何でもずっと、ずるずると行くということではございませんで、その間にはハードルを設けておるということでございます。

○印部久信委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　私が言いよるのは、そういう5年の契約をしとったのをやってるんであれば、その5年以内、役員がかわってもよっぽどの非常識なことがない限り、一応その5年の期間というのは市としては認めていくという、そういう解釈でよろしいですか。

○印部久信委員長　　川野副市長。

○副市長（川野四朗）　　どれだけ許容の範囲があるかは別にしても、我々の思いと運営の中身が全然違うというような形になってくると、やはり期間中であろうとも措置するということにはやぶさかじゃないんですけど。その範疇、我々が考える範疇の中で動いていただいておりますれば、5年間は可能だと思います。

○印部久信委員長　　ほかに、商工観光課長よりの報告についての質疑ございませんか。
原口委員。

○原口育大委員　　先ほど、料金のことで聞いたんですけども、こういうことがあったときは、まずその原因調査なり改善策なり、再発防止策なりというふうなことを通常は表明するとか、はっきりさせると言うんですけども、そこら辺の調査結果なり、検討された内容なりについて、聞かせていただけますか。

○印部久信委員長　　商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）　　今回のこのことにつきましては、温水プール条例の改正、これを現在の状況に合わせるという形で行ったものでございまして、料金については誤っていたということがわかって、それまではちょっと我々も把握しておりませんでした。

平成20年度に指定管理者制度をこのゆとりっくの施設に導入いたしまして、そのときに条例を、温水プール条例のところを適用させていただきました。そういうことで、若干の三原サンプルとの相違もあったというふうなことで解釈しております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 原因と言われたら、何が原因ですか、それは。条例が変わったというのは、それは当たり前のことであって、何でそういう読み違えとかが起こったかという原因が問題やと思いますけど。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 実は、20年のときに、指定管理者制度を導入するということで市のほうに条例を設けました。そのときの条例を設けたときに、三原サンプルの条例と合わせるといふ形の条例をつくりました。その平成19年度までは、ゆとりっくのほうは中学生は大人料金を取っておりました。

20年に条例を制定したときに、サンプルのものを適用するというところで、サンプルは、中学生は子供料金を取っていたというところで、新しくつくった条例は中学生は子供料金にするということに条例を制定したんですけど、そこで指定管理者と事務当局とのほうの、説明をしたのかしないのか、理解をしてたのかしなかったのかと、そこらはわかりませんが、勘違いということで、今まで取っておった大人料金を徴収し続けたということでございまして、その間、事務当局のほうも確認ができてなかったという形ですと大人料金で来たわけでございますので、そのときにもう少しきっちり指定管理者に、大人料金であったものが子供料金になったということを十分に確認をしてなかったという形が、今回までわからなかったということで、今回の条例改正の中で、大人料金を現在も取っておるので、それに合わすというような事務当局のほうも、そういう理解をしたわけです、少し、平成20年のときにもう少しきっちり確認をした上で、指定管理者が運営ができたならこういうことがなかったのになと、我々も反省はいたしております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 26年1月にそれが、1月まで取っていたと、今回はっきりわかったのは、条例改正が出た3月の議会の中の審議でそれがはっきり出てきたということは、26年1月までは全く、指定管理者も市の担当もそういう認識がなかったということではないですか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 多分そうだと思います。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 だから、それは現象としてはそうなんですけども、これやっぱり、何かこういう事件、事故があったときは、その発生した原因と、それとやっぱり再発防止策というのをはっきりと示して、それからやっぱりおわびするというか、そういうことについてこういう処置をしましたということをきっちりと説明しないと。

何か余りにもなあなあで、これ、5年も6年も指定管理者が条例も読まずに、料金をずっと取り続けていたと、その担当課も全然チェックできてないということなんで、そこはやっぱりきっちりと示して、区切りというか今後のことについての、やっぱり絶対そういうことはないようにしますということをきっちりとうたっていただかないと、なかなか納得できないんと違うかなというふうに思いますけども。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 今回、こういうふうなことがあったわけですので、今後とも指定管理をして、条例等、料金なんかが変わる場合、もう少しきっちりとしたような事前協議をした上で、運営をしていただくということにしたいと思います。

○印部久信委員長 ほかに、この件について何か質疑ございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 先ほどの説明では、現西淡中学生に1名につき3枚、無料券を渡すというような対策を立ててますということですけども、今の高校生、いわゆる特に西淡からの卒業生、高校生もおるんですけど、その辺の対策は全然考えてないんですか。無料券を渡すとか、そういう関係ですけど。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今のところはそこまで考えておりません。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今からの中学生についてはいろいろそういうこともあるんやけども、今まで来とる人に、特に高校生、今から聞こうと思ったんですけど、西淡から卒業生が高校に行って、水泳の単位が取れないと、一つの現象が出とるみたいに聞いたんですけど、それは教育委員会のほうになると思うんですけども。そんな関係もあるし、どうですか、無料の券を配布してはどうですか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 運営管理につきましては指定管理者のほうで行っておりますので、今後、その辺は話し合ってみたいというふうに思います。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 検討するということですね。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） はい。一度検討させていただきます。

○印部久信委員長 そしたら、この件についての質疑は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 そしたら、木場委員、先ほどの質疑を続けてください。
木場委員。

○木場 徹委員 先ほど言うたんは今の関連ですけども、要は、西淡地区から高校に進学したときに、泳げない子、また、単位が取れない子が多いということで、水泳の特訓をしているというようなことを聞いておるんですけど、その辺は把握されてますか。

○印部久信委員長 答弁はどなたができますか。
学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 高校の部分について、先ほどのようなことについては把握しておりません。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 一遍、調査してください。多分、この比率が、どことも水泳が苦手な子もおると思うんですけどもね。特に西淡地区から行った学生というんか生徒さんには、その単位が取れなくて四苦八苦していると。言えば、中学校にプールがないと、それが原因やないかと私は思うとるんです。ほかに原因あったら、また原因を調べて報告してください。

ですから、プールがすぐに、西淡中学にプールをつくっていただければええんですけども、予算とかそういう関係もあるので、できたら、授業はもちろん、その水泳でいわゆる自主的な練習、そういうふうに学校のプールを各学校で取り組んでいっとると思うんですけど、その辺をぜひ、できるまでは無料に、回数を決めてやってほしいと、そういう要望をしたかったわけです。

○印部久信委員長 そしたら一応、学校教育課長、答弁をお願いします。

○学校教育課長（廣地由幸） まず、高校の水泳の単位が取りにくくなっているのではないかという件なんですけども、関係の淡路三原高校等、学校長も含めて聞き取りの調査をさせていただきたいというふうに思います。

また、これからの西淡中学校の水泳の授業等につきましては、学校長と今後も引き続き話し合いを進めながら、子供たちの力がつくように、いい方向へ進むように計画を進められるように検討していきたいというふうに思います。

○印部久信委員長 よろしいですか。

そしたら、ほかに。

川上委員。

○川上 命委員 跡地利用について、ちょっとお聞きしたいんですが、新庁舎ができてそういったものがいろいろできてくるわけで、私はまず、小学校の跡地利用、特に辰中校区でございます。そういった中で辰美小学校ができた時分に、それぞれの小学校が今、公民館として伊加利、阿那賀、丸山も使っておりますが、もう一つ、旧の旧の丸山小学校の跡が福祉施設ということで一応検討しとったんですけど、いまだに何もできずに、もうほとんど地元の方も畑をつくったりいろいろつくったりしてるんじゃないかと思えます。そ

ういった中で、そういったことをどのように考えておるのか。

それとまた、津井の小学校跡地が福祉施設にするというようなことも聞いておりますが、津井の地区の方は、地域交流センター、公民館と、それと幼稚園をあそこへ建てていただきたいというようなことを言うておりますが、福祉と幼稚園と、どちらにするのか、そういった考えが今現在、できている範囲でよろしいですから、御説明をお願いをしたいと思います。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 旧の丸山小学校の跡地については、もう市のほうといたしましては、民間に売却をするという形で、今までも公売をしたこともございますが、まだ買い手が見つかってないというところで、今後もそういう形で処分したいと思っております。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 津井は。津井の小学校跡は。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 津井の小学校につきましては、以前からもお話しいたしておりますように、第6期の介護保険計画の中で、特別養護老人ホームを中心にした福祉の里構想を進めていこうというふうには考えております。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 ということは、福祉の里にするということで、これは民間に渡してしまうのか、それとも公で市がするのか、どちらですか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 土地も、お金で処分ができれば一番いいとは考えておるわけでございますので、今後、その特別養護老人ホームを中心にしながら、デイサービスも含めてでございますが、どういう計画を、提示していただける業者があるのかどうか、今後、我々のほうとして事業計画案をつくった上で、どの範囲になるかはわかりませんが、島内では少し物が大き過ぎるのではないかなと思いますので、県下ないしは近畿圏ぐらいでそ

ういう大きな構想を持つてる事業者を募集するという形に今は考えているわけなんです、具体的にもう少しなりましたら、皆さん方にもその進め方について御説明ができるんじゃないかなと思います。

まだ構想の段階でございますので、具体的にはなっておりませんが、全体を福祉の里構想にしていくということでございますので、先ほど言いましたような施設のほかにもグループホームであったり、そういう施設を集合的に集めるという形では考えております。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 副市長の答弁を聞いておりますと、まず、ほんなら津井の小学校の跡地は福祉の里にするということで、今現在、津井地区の方、辰美校区の幼稚園統合が叫ばれとる中で、その幼稚園統合に津井の方々は、津井の小学校の跡地がいいということ、それと併用して公民館という声も大分強いんですが、今回のこの教育委員会、まだ決定しておりませんが、今後、決定段階の中でもそういった要望があります。しかし、そういった要望は、今の副市長の答弁から見ますと、もう全然余地がないということのように捉えるんですが、そう解釈してもよろしいんですか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 私どものところには、まだそういう声が届いておりませんので、先ほど言いましたような福祉の里構想を今進めている段階でございますので、今、委員さんのほうからそういう御意見が地域にあるということをお聞きをさせていただいておるわけなので、我々、今後どのように考えるかという話になりますが、福祉の里構想は市長選のときに市長の公約として西淡町でも発表いたしておりますので、市民の皆さん方もそういうことは重々御承知の上だというふうに我々としては理解をしているわけです。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 それは、我々と執行部のほうはそういったことはよくわかって、教育委員会のほうはそういう声を知りつつ、辰美と言いつたんが、辰美はもう絶対嫌という、辰中校区全員のお母さん方、保護者の方々の要望であって、津井の小学校の跡地で何とか建てていただきたいという声は、もう早うから聞いとるわけで、そういった余地があるのか、私もよく聞かれるんですけど、そういった執行権がないということで答弁できませんので、わかりません、あとよく聞いときますということをお今日まで言うてたんですけど、今の状態では、それなら津井の小学校は福祉の里ということで、このこういった声は、

特に津井の地元の声が高いということで、そういったことは、もうこれは絶対ないということをお教育委員会のほう、とってもよろしいんですね、教育委員会、教育長。

○印部久信委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 今、委員おっしゃるとるように、津井地域の方の思いというのが、おっしゃるように津井の旧小学校跡とか、あるいは今の小学校の周辺で何とかなれへんかとか、こういう意見はあります。これはちょうど年明けの調査でそのような話が出ております。そのときの話でも、今、副市長が申したように、基本的にはその福祉の里構想というのが現在にはありますよと、こういう話はしてございます。

ですから、今の時点で余地があるかないかというのは、なかなかこれ、言いにくいところかなと思います。思いは、そのような思いは地域にあるというのは、今回の調査で確認はできました。ただ、4園という話になってきたときに、やっぱりそれぞれの思いというのが非常に強いなという印象を持っています。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 これ、もう僕自身こうやって話をしとっても、執行部の真意というのはつかみにくいんですけど、はっきり言えば、副市長の言うのと教育長の言うのとは、ちょっと教育長のほうはまだ可能性が、津井の小学校、福祉の里というたら、第三者に預けた場合には、そういったように公民館が建つとか幼稚園が建つということは、なかなか承諾を取りにくいと思うんよね、これは、併用した中で。

そうした中で、これはもうだめと、だめならだめと言うてはつきりせんことには。これは、もしくは、要望がきつければそういったことは、福祉の里はやめて幼稚園、公民館というような可能性があるのか、もう全然ないのか、それはある程度はつきりしなければ、これはなかなか地元民も我々自身も、そういった場所決定にはかなり問題があると思うので、こういったことをどのように。もう一度、答弁願いたいと思います。

○印部久信委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） おっしゃってますことはようわかってます。我々も今、かなり議論しとるんですけども、内部で。でも、これについては、なかなか軽々にこうするところまでにはまだ至ってません。やっぱり、非常に皆さんの思いというところが、非常に広い範囲でありますので、それぞれを4地域の皆さんに、みんなに喜んでもらえるというのは非常に困難な話に現状はなっています。

ですから、委員がおっしゃっておるように、我々もここやと言えるような話ができるものになれば、本当にうれしいんですけども、今は議論の真っ最中であると。おっしゃってまず旧の津井小学校跡というのは、先ほど申したように、そうした形で今現在も、健康福祉のほうでその進めをされておるんです。ですから、この辺については今、我々のところで、そこが決定かどうかという話になったときには、副市長の話で、基本的には今、その方向であると、こういう話なので、私の口からも今の状況は福祉の里構想で、今そこは計画されておるといふことしか、今の時点ではなかなか申し上げにくい。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 副市長にお聞きしますが、今の教育長の答弁を聞いて、どちらに私も判断していいのか、仮に地元、丸山なんか、津井、伊加利の人が、もう津井の小学校でよろしいわと、仮にそういうことになったときに、福祉の、選挙の公約がだめになるわな。これを教育長が、可能性があるというような返答に今、答えたさかい。どないですか。はっきり、あかんだったらあかんと言うてもろうたら。

○印部久信委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 今は計画があるので申し上げられないと、こういう話をしとるので。要は、今、そういう計画があるのでということがあるので、これ以上のことは申し上げられないという話をさせてもろうてます。ですから、それぞれ4地区の思いというのは、それぞれあるわけなんで、その辺が非常に難しいところなんです。ですから、今の計画というのは、あくまでも福祉の里の計画が健康福祉のほうでも進められておるといふ実態がありますので、余地ある、ないというような表現ではないんですけども、今はその状況です。こういうことなんです。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 きのうちも地元の若い保護者の方々からそういったことを聞かれて、福祉の里にしますよと、これ、どちらが本当ですかと言われたんです。小学校の、幼稚園の統合は津井の旧の小学校では余地がないんですかと聞かれたんです。そんなことは、私は執行部でないから答えられへんということで、あしたの会で聞いてみますと、ちょっと聞いておいてくださいよと言うてあるんです。そこで、副市長とあなたの答弁、聞きよる人も、どこに判断していいかわかりにくいと思うんよ。

だからもう少し、やっぱり教育委員会も執行部も、話し合いを初めて聞いて知らなんだ

いうて、こんな大事なことを知らなんだというのも、ちょっとおかしい。連絡不十分やと思う、あんたらは。もう少ししっかりと性根を入れてやってもらわんことには、これだけ振り回されよったら答えんがな、はっきり言うたら。これ、人間関係悪うなるわな、これな。だから、何とか私は、人間関係を、辰美小学校があるからということで幼稚園の統合に対して、地元のそういった地域感情が何とかでけんようにということ、それだけはお願いは十分、いつもしよるんやけんどな。

やっぱり、もう少し執行部の方々、教育委員会と、こっちのほうとやっぱりもっと性根を入れた審議をしてもらわんことには弱るんで、丸山の小学校の、旧の旧の丸山小学校の跡地と、そういったことを早急にひとつ、はっきりと答えを出していただきたいと思います。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 健康福祉部のことでもありますので、私はまだ引き継ぎして間がないので、余り詳しいことまではわかりませんが、先ほど副市長や教育長が申しましたように、旧の津井小学校の跡地については福祉の里構想を進めると、これはそういう方向で向かおうとしています。

ただ、その面積とか、あそこも結構広いということもありますので、そこに、保育所のあり方検討委員会というのを3月までやっておりましたが、その中に幼稚園の代表の方も中に入っておりました。会議の中ではないと思いますが、そこに幼稚園なんか保育所なんか、その辺のことはわかりませんが、統合したようなものが建てられないのかとかいうような、そんなことも、それは多分、会議で正式に聞かれたんではないと思いますが、当時の健康福祉部長が質問されたように言っていました。

そのときには、まだ旧の津井小学校の敷地を全てこのように、ここにはこれをして、ここはこうやという、全体のものを描いてあれしているわけじゃないので、絶対そこにはできないかということは、はっきりしたことは言えないというようなことで、何か保護者の方に話をしたというのだけは聞いて、知っております。

それが、どれだけの方の御意見かはちょっとわかりませんが、そういう声もあるというのは、担当部署としては聞いているということだけ、ちょっとお伝えしておきたいと思います。

○印部久信委員長 よろしいですか。

ほかに。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長　　昨今、ニュースになっていると思います学力テストについての、これはどうも市町村の教育委員会のほうで公表できる、できらんというような決定権が今回付与されたような、そういうような情報を把握しとんのやけんど、当市としまして、この学力テストの公表についてはどのようなお考えをお持ちですか。

○印部久信委員長　　学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸）　　今年度の公開云々ということにつきましては、これから検討を進めていきたいというふうに思っておりますが、やはり序列化につながるような、また、過度の競争につながるような公開の仕方は、やはりこれはよくないというふうに考えております。

現在、各学校におかれましては、それぞれ説明責任ということで、各学校における成績について、保護者に対しても説明をしております。具体的には、全国平均と比べてこういうところが弱いのではないか、こういうところがよくできていたよと、じゃあ、弱い部分について、こういう取り組みをしっかりと学校としてやっていきたいと思いますというようなことを、個人の成績を本人に返すと同時に、保護者にも担任から口頭で説明したり、学校長名でそれらを報告したりするようなことを現在もしております。

ただ、学校間の校長によってもさまざまな感じがありますので、その辺の現状については十分把握して、今年度検討していきたいというふうに思っておりますが、この学力テストにつきましては、やはり学校にとっては6カ年の、1年生から6年生、中学であれば1年生から3年生までの、やはり教育課程における大きな課題とかいうものを見つける一つの材料として、それらを課題にして、1年生から6年生までの教育課程の中で課題のあった部分を、どの学年でもしっかりとやっていきたいと思いますというふうなことで、学力向上につながる一つの調査だと考えております。

以上です。

○印部久信委員長　　谷口副委員長。

○谷口博文副委員長　　この全国一斉に学力テストをして、その辺の目的なり、そしてまた、例えば学力が著しく低下しておる校区に対しては、先ほど、今の答弁でしたら、その辺の課題をして、それなりの対応をとられるのやけんど、具体的に、これは国語と数学か何か、算数でしたか、そういうふうな2教科だけなんやけんど、例えば市内の、僕は、開示する、せんは、その辺、教育委員会の判断と思うのやけんど、例えば著しく劣っておるようなところの、そういうふうな対策はどのように、現在されとるんですか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 学力向上対策委員会というものを、各学校に位置づけております。その中で、各学校での学力についての課題について、その委員会で話し合い、学校の中で共通理解を図り、取り組んでいくと。それらの学力向上対策の取り組みについては、教育委員会への一定の報告をいただいております。その報告に基づいて、教育委員会としてのアドバイスをするところはしております。

特に、校長会、あるいは教頭会におきまして、私のほうから学力向上対策につきましても、一定の課題のあるところについての取り組みについて、積極的に行うよう指示をしておるところです。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 要は、子供たちに、指導者というか教師の指導力の差によって、学校の、例えば国語なら国語、算数なら算数の点数が著しく劣っておるところには、教師の指導力不足というのは、私は素人なんやけど、そういうような教師の指導力をアップするための対策というのは、まさに現在ほどのようなことをされておるわけですか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） まず、新任から3年目までは初任者研修というものを行っております。10年の経験者研修、15年研修、20年というふうに、経験を積むたびにそれに準じた、ニーズに合った研修を行っているというところであります。また、南あわじ市の教育委員会としては、教職員研修ということで、今のところまだ計画中でありますけれども、6月に2割の先生方を集めての研修、8月にも研修を計画しております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 その研修をされとるのは、私は重々認識しとるのやけど、例えば、A小学校の国語が著しく全国的に低下しとると、A小学校の国語の教師を、例えば夏休み期間中にでも、あなたの指導方法はどんな指導をしとるんやと、専門的な知識で今後の児童たちの学力向上指導力アップのためにその教員を、例えば研修、こないして10年じゃ5年じゃとしよるんやけど、著しく、ほんまに全国平均に比べて学力が低下しとるような、そこの指導者の能力アップのためには、何らかの対策というのは、今、課長がおっしゃったように、もう新人研修とか5年じゃ10年じゃ20年じゃと、そんなんだ

けで対応されとるんですか。今まででもこれ、学力テストやいうてしとるんでしょう。ほんなら、指導力のない先生が、指導力ないさかいに、その学校区が、児童が学力低下しとるというたら、我々、保護者としては非常に不安なんで、その教員の研修というのは、具体的にはどういうことをされておるんですか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 指導力不足については、県教育委員会のほうからフォローアップシステムというのがあります。いわゆる指導力不足という教員につきましては、研修所への派遣、あるいは教育委員会での指導、そういった関係のものがあります。南あわじ市の学校教育課におきましては、学校教育指導員を2名配置しておりますので、その先生方を中心に、指導力がちょっと弱いなという先生につきましては、校長からの報告をもとに指導していただくように体制はつくっていきたいというふうに考えております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 南あわじ市で指導力の能力が不足しとるという先生というのは、今、現におられるんですか、おられないんですか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） フォローアップシステムにあがっているというものではないんですけども、学校教育指導員の方に特に注意をさせていただいている先生につきましては、校長からの報告をもとに、数名おります。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 数名おられるわけやの。その辺はフォローアップというか、そういう研修にどんどん行かせてもろうて、指導者としての能力をまた習得していただくような研修は、今後とも継続してやっていただくという理解でよろしいですか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 学校長のほうからそういうふうな要望がありましたら、教育委員会としては、学校教育指導員を2名配置しておりますので、その先生方を中心に

その学校へ行っていただいて、それなりに指導していただくように考えていきたいと、そのように思っております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 これでは最後やけど、全国一斉の学力テストの目的というのは、そもそも何なんですか。先ほど、能力のない先生を発見して、その人なりに研修させるというのが目的かというような、私は理解しとるのやけん。そのあたり、全国一斉の学力テストの目的、わかりやすく教えてください。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 教育の機会均等ということで、それらのことが実際に全国の中でどれくらいのレベルできているのかということが大きな目的だと思っています。悉皆研修でありますので。それらをそれぞれの学校で、まず、自分の学校の課題を把握する、また、できているところをやっぱりほめていく、そういった教育活動をしっかりと、自分たちの学校の学力向上に向けての体制づくりをしっかりとするために、教育課程をしっかりと見直すためのテストであるというふうに考えております。

○印部久信委員長 審議の途中ですが、暫時休憩いたします。
再開は2時45分とします。

（休憩 午後 2時32分）

（再開 午後 2時43分）

○印部久信委員長 再開します。

先ほどの川上委員の発言のうち、不適切と思われる部分については、後刻、記録を調査の上、委員長においてしかるべき措置をすることにします。

質疑ありませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 人形会館のことについてお伺いいたします。前も改修工事について、この委員会で質問させていただきました。今、工事が進められております。工期は6月30日までになっていると思うんですけども、どこをどういうふうに直す工事になっているん

でしょうか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 基本的には、福祉のまちづくり条例に以前から言われている部分を改修するというので、メイン工事としましては、入り口の土盛りを撤去し、階段で上れるようにすること。それから、点字ブロック等が敷きをされるわけなんですけど、それがされてない場所にする。それから、内階段、従業員用の階段もしくは非常階段になる部分なんですけど、そちらを手すりをつける。それから、トイレに関するところ等々が、大体、主なところになっております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この改修工事については、25年度一般会計補正予算（第4号）で、それが認められているということで、その委員会で改修工事一覧ということで、18カ所の改修内容と図面が配付されておりますけれども、これ以外で今回、改修工事をするという部分はあるのでしょうか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） いえ、以外のところはございません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、この補正予算の議論のときに、今、課長が言われたように、福祉のまちづくり条例に違反する場所を直すということで、これまでも、開館前から条例に違反することを指摘していたという質問があったわけですが、建物を建てている時点から、福祉のまちづくり条例に違反するという議会の指摘があつて、そしたら、完成したときに、建築確認なり福祉のまちづくり条例に違反しているかどうか、そういうチェックは行ったのでしょうか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） ちょうど平成24年になるわけでしょうか、福祉のまちづくり条例の改定がありまして、その時点の解釈がそれぞれ違っていた部分があ

ったようでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう少しちょっと詳しい説明をお願いしたいんですけども。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） それは場所ということでしょうか。それとも、その条例と違っていた部分ということでしょうか。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 建物を建てているとき以前から、その条例に違反するということを指摘したと、議会が指摘してきたという質問があったわけですけども、それについて、建物が完成した時点で、そこが福祉のまちづくり条例に違反しているところがあったとかなかったとか、それは誰がいつ、どういう時点で確認されたのかということをお伺いしたいんです。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 人形会館の建設に当たって、建築確認とか福祉のまちづくり条例とか、そういったことに対して合致しているかどうかということの確認なんですけど、これについては当初、計画書が、設計書ができてきた時点で、それで、平成23年7月から、福祉のまちづくり条例が改正をされております。それまでは、市の都市整備部のほうで検査をするというふうになっております。それ以降の建物着工分については、平成23年7月以降着工分については、建築確認と同時に福祉のまちづくり条例の検査をするということが改正をされました。

それで、この建物については、平成22年12月に着工しているかと思います。それでそうしたことから、設計士のほうから、都市整備部のほうへ教育委員会を通じて提出をされて、そして、それをもとに、これは福祉のまちづくり条例に照らして、合っているかどうかということ都市整備部のほうで点検をして、そして、教育委員会を通じて設計士のほうへ報告をしたと。

そして、もう一つの建築確認については、県のほうで、県民局のほうで確認をするということで、これは、検査済書、そういったものはもらっておりますので、建築確認が合致

しているということでございます。

一方、福祉のまちづくり条例については、免除規定というものがあまして、こちらのほう、都市整備部のほうで検査をした内容について、当然、直してくれるものということで、公共の施設については交付済書、そうしたものはしなくてもよいというふうになっておりますので、当然、公共施設ですから、それに合致したような、福祉のまちづくり条例に合致したような建物に当然してくれるものというような解釈で、そうしたことを進んできたということで、現在、そうした内容で御指摘のあった、建物が建ってから内容等を見ておりますと、福祉のまちづくり条例に照らして合っていない、合致していない点について、最終的には県のほうに来ていただいて、どういうところが最終的に、確認をしていただきました。

今、先ほど課長のほうから言いました、点検内容で悪かったところを全て直すということで、25年9月の補正予算で審議をしていただいて、了解を得て、そして、このたび、遅くなりましたが4月から着工して、工期6月末でやっているところでございます。

今までの経過というのは、こういった形でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしたら、その建物が福祉のまちづくり条例に違反するということは、都市整備部でわかっていたけれども、それは手直しされるであろうということの今、話だったわけですか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 当然、都市整備部のほうでどこどこを訂正してくださいよというような内容もありましたし、そしてまた、先ほど言いました、最終的に県のほうが来てもろうて、建ててから来てもろうて、そして指摘の受けた点、そういった点もございました。そうしたことから、都市整備部のほうも、点検も検査もしていただいたわけなんです、その上に、県のほうの検査も含めて、今回、直しているというようところでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしたら、市の都市整備部がチェックして直してくれるであろうと思っていたら、その開館までに普通は直してオープンというのは当たり前ではないでしょうか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 都市整備部のほうで検査をして、そして、その悪い点を教育部を通じて設計士に報告をしたと。設計士のほうは、こういう理由でこれは直す必要がないというような解釈のところもありましたし、直す必要があるというふうな解釈もありましたし、そうしたら多少、例えば中の、階段を上がって中へ行きますと、少しスロープになった廊下があるわけなんです、その部分については、例えば手すりを必要がないというような設計士のほうは解釈をする、しかし、最終的にそれはスロープであるから手すりは必要であるというような解釈をするということで、解釈の違いによって、結果として最終的には県のほうの言っていたことが合っていたし、市の都市整備部のほうが言っていたことが合っていたというふうなところもあったのは事実です。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしたら、今の話であれば、県の考え方が正しくて、その設計士の認識不足ということは否めない事実であると思うんですけども。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） いろんな解釈の仕方で、そうした面も確かにございました。それは事実です。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしたら、設計士の、私はやっぱり認識不足、勉強不足がこういう結果を招いているというふう思うんですけど、それは市としてはどう考えているんですか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） そうした設計士のほうから、そういった内容の通知が来た時点で、こちらのほうもそれをうのみにしたというのが、こちらのほうもある面において、自分たちも認識不足の面もあったし、そしてまた、設計士のほうも認識不足の面もあったというのが事実であります。そういったことを、こちらのほうも承知したという反論はし

ておりませんので、そうしたことが言えるんじゃないかなというふうに、今現在のところはそうした感じを持っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、市のほうも福祉のまちづくり条例について、それをちゃんとすべき都市整備部なり教育委員会が、それも認識が十分でなかった、勉強不足、それはもう間違いない事実ということになるんですね。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 今まで、ちょっとずっと今までの経過なり設計士の考え方なり、こちらの考え方なり言わせていただいたわけなんですけど、やはり我々も認識として、もう少し反論というか、県のほうへ確認をした上で、こうではございませんかというようなことも言うべきであったかなというふうな面もございますし、また、設計士のほうが当然、知っているべきものやというふうな感じも持っている面も、両方ございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、これ、補正予算でここを見てもみますと、工事費が850万、設計監理料委託料が60万の予算が組まれておりますけれども、これ、入札結果、幾らになってるんでしょうか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 入札の結果につきましては、787万5,000円でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 普通、それだけのお金を今回、工事のお金にするわけですけども、そのときに委員会として、議会としてこの改修工事に当たっての附帯決議というのが出されております。これは、設計業者なり施工業者の責任が明らかであって、その経費については当該事業者が請求すべきものであるという附帯決議なんですけれども、これも以前の委員会で質問したときには、弁護士を通じて今、業者と協議中だというような回答があり

ましたけれども、これについては現在、どういうふうな状況になっているのでしょうか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） この件に関しましては、先ほど言いました25年9月の補正予算で御承認をいただきまして、それ以降に附帯決議等を設計士に送付をいたしました。そして、その後において、こういった手直しになった経緯、そういったものを回答してくれるようにということで通知をして、2回返事が来て、それまで、電話で話し合っていたわけなんですけど、結果として、先ほど言いました設計書ができた時点で、それを点検をして、そして、悪かったものについて設計士に報告をして、その部分が設計士からこちらのほうへ来て、そして、設計士がこういう理由でここは直します、ここはこういう理由でこれでいいんじゃないかというような回答が来て、その後において、こちらのほうから、先ほど言いました反論というか、こういった解釈ではございませんかとか、具体的なことを言わなかったということで、向こうはそれでオーケーやというような解釈で話を進めていきましたと。そしてまた、1カ月に一遍ないし2回の工程会議等でも協議をしましたが、そうしたことについての協議がありませんでしたので、そのまま進めさせていただきましたというような、最終的にそうした回答を得ております。

先ほど言いましたように、我々としては、設計士は設計士として当然知っている、認識しているというようなことを、こちらとしてはそういった頭でおりましたし、信用していたというような考えもありますし、こちらのほうは、向こう側手のほうは何らそれでオーケーというふうな雰囲気だったので、そのまま進めさせていただきましたということで、もう少し県なりと相談した上で、回答はすればよかったかなというような感じを持っております。

以上です。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、設計士は市がその工程会議等で何の異論もなしにきていることから、自分のしてきたことは正しいという認識のもとで、この附帯決議にかかる費用については一切持たないという認識であるということなんですね。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 向こうの言い分はそのとおりであるかと思えます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それを受けて、そしたら、市としてはどういう考えなんですか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 現在のところは、そうした今までの経緯とかいろんなことを考え、また、今後のことも考え、現在のところは、そうした費用については非常に難しいなというような考えを持っているのが回答から見える、こちらの解釈としてはそうした感じを持っているところでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 難しいというのは、相手はお金は一切出さないという回答というふう
に受けとめてよろしいのでしょうか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） そういう表現はございませんが、文書の解釈として、そういうところは全くないというふうに、文書から判断ができるかと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、それは設計業者であって、施工業者はどういうふう
に言っているんですか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 施工業者については、設計士の指示のとおりにしたので、そ
ういう責任はないのではないかということ、弁護士からそうしたことは回答を得ており
ます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、もう向こうがそういうふうにお金は一切出さない、そ

うすると、このお金というのはどこから出てくるんですか。改修費用。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） そちらは補正予算に、皆さん方に御承認をいただいて、そうしたことなんですけど、やはり、どこからと言いましたら、そうした予算からというふうに思いますけど。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それはもう、税金から賄うということになるんですね。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） そのとおりだと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 市民は、市のしている仕事について、全面的に多くの市民は信頼して、いろんなことを託していると思うんですけども、もうこういうふうに、これはもう鳴り物入りで市長も力を入れた建物で、私らもこの人形会館は、本当に多くの人に来てもらって、伝統芸能を全国に発信するPRの場所としては、本当に活躍の場を広げていただきたいところではあったわけですけども、こういうふうな形で最初から汚点を残すような事業になってるかと思うんです。

そういうことで、市民は信頼して税金を預けているのにもかかわらず、こういうふうな違反した建物について税金をそっくり使うということについては、承服しがたいものがあると思うんですけど、その点、どういうふうに感じられておりますか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） そうしたことを十分認識を、我々もして、そして、今後そういうことが起こらないように、また、この人形会館が伝統文化の発信基地として、これから南あわじ市の伝統文化をここから発信するように、我々も支援をしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この附帯決議というのは、先ほど部長が言われたように補正予算は通ったと。だけど、通ったけれども、その附帯決議で、設計業者なり建築業者がそれは補填するだろうということも含めて、附帯決議が通っていたというふうに私は認識しているんですけども。何の関係のない市民まで巻き込んで税金を使う、これは、こういうことのないようにしますということは、それは簡単に言えますけども、今現実起こっている問題で税金を使っているわけですけども、そのことについてどういうふうな対応をするかという話になると思うんですけども。

今後のことは、こういうことは、これは再びあってはならないことですけども、今起こっている現在のことについて、市としてどう考えるかということなんです。そんなところに普通、税金を使うために納めているという市民は少ないと思うんですけど。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 繰り返しますが、やはり今後、気をつけていきたいと思えますし、今現在、そうしたことで手直しをしているということで、できるだけ早く手直しをして、安全な建物にしていきたいという思いが、現在のところの感じを持っております。二度とこういうことのないようにやっていきたいと、そのように思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それはもう、二度とあってはならない、それは当たり前の話なんですけれども、そういう単純に税金を投入するところには、もう市民の人ら、これは怒り心頭になると思うんですけど。やはり、今話を聞けば、市の責任もかなり大きい。そういう見過ごしてきた責任、工程会議の中で見過ごしてきた責任というのは大きいものがあると思うんですけど。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 何回も同じようなことになりましたが、現実にはそうしたことがあったということで、そういうことを十二分に反省をして、今後気をつけていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 関連で質問させてもらうのやけど、部長、しっかり答えてくださいよ。これは私の認識が間違とうかどうかいことなんやけど。

市は、こういうやつ、建物を建てると。具体的なことを設計士に委託する。発注者やの、市は。設計士が国家資格に基づいて設計を引く。関係の、許認可権を持つとる監督官庁のところへ建築確認申請を出す。そこで許認可していただく、施工する。完成検査に来られたと、指導的な立場でこういうふうにしたほうがより利用者、ここを利用する方々の安全の向上が図れますよということで、指導的なことで、設計者だって、監督官庁が許認可したということは許可しとるわけやから。市だったって、あんた方、何の資格もない、業者に国家資格を持っておる人に設計依頼して、あんたら、何の責任あるのよ。わかるはずないねんから。そうだ。それで、指導して完成検査の、ここはより、ここに手すりをつけたほうが安全ですよと、この辺、スロープを直したほうが安全ですよということで、より安全を求めた上で。違反建築やったんけ、もともと。違うだ。指導で、行政指導に基づいて、より安全性を求めて、私はそういう理解で補正やったって、あれしとるわけや。そうだ。

あんたの答弁聞きよったら、設計士がまるで無能で、ほんなら、許認可した監督官庁はどないなるの。この人らだったって、一旦、そこで許認可したやつ、そこで是正ささなあつかいや。そうだ。建築士が直さすと違うんけ。それをそこで認可しとるということは、県が何の権限を持って、改善命令は出せるんけ。出されへんだ。ほない中で、現地見たら危ないなということで、行政指導で来とるのだ。違うんけ。その辺、私の認識が間違うとるんだったら、ちょっと一遍、そこら辺のことだけ言うてください。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 建築確認については、先ほど言いましたように、条例改正等があつて、23年の7月以降の建物でございませので、建築確認上は問題はありませんし、検査済書も、それももらってます。それは問題ございませ。ただ、福祉のまちづくり条例に合っているかどうかということ、こちらとしてはもう議会のほうから指摘がございましたので、建物が建て終わってから最終的に県の、今の福祉のまちづくり条例の関係の部署の人に来ていただいて、最終的にどこどこが悪いということ、指摘を受けました。それに基づいて、今回、9月の補正で悪い箇所を直したと。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 それは命令だったんけ、それとも行政指導だったんけ。福祉のま

ちづくり条例、県が見に来て、指導でやられたんでしょ。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 結局、福祉のまちづくり条例で県のほうが命令というか、そういう建物で出す権限がその時点の建物でございませんので、指導ということになるかと思えます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 そうでしょう。要は、はっきり部長も答弁してもらわないと困るのは、市が一方的に市の税金を無駄遣いして使いよるような、あんたは答弁した、市民の税金を。違うでしょう。これは、よりその利用者が安全にその施設を利用して、やっぱり安全・安心を売りにするために、今回、七百何万円かけて手すりとかスロープとかいう転倒防止対策とかそういうふうな、障がい者が利用しやすいような施設整備するために金を使いよるんだ。そう違うんけ。私はそう思うとるさかいに、賛成もしとるわけやぞ。こんなもん、設計の段階から違反建築で、改修するために金出しとるやいう、私はそんな認識はさらさらないねんで。あんたの答弁は、市民の税金を無駄遣いしたような答弁をしよるさかい、私はおかしな答弁しとるなど。

私の認識では、設計というか、国家資格を持った人が設計して、それを許認可権でないけど、建築確認申請上げて、認可してもらって、業者がその設計に基づいて施工しとんの、業者の責任なんかあるはずないでしょう。業者責任。ほんで、発注した市の行政が、何か責任あんのけ、あんた。設計やいう、その辺の設計注文したあんたらに、何か責任あるのか。何か感じとんのか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 責任とかそういったことについては、規定どおりにして設計業者の選択もさせていただいておりますので、そうしたこちらの責任、指名した責任とかそういったものは、規定どおりでございますので、ないかと思うんですが、先ほど来言っていますとおり、やはり、安全で安心する建物にできるだけ早く対応していきたいというのが我々の気持ちでございますので、そうしたことに対応をしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長　　私は、発注して、遠藤先生に発注したときに、大体、デザインと
いうか、こんな人形を形どった、あのデザインは市が言うたんで、あんな腐ったやつがで
きたんだと思うのやけど、その辺は責任があると思うけど。市の行政のほうが、そん
なんで私は責任ない、ただ、利用者の安全の、より一層の、建築基準法上は問題ないよ
うな建築物はでけとんねん。ただし、そこを利用する、やはり高齢者の方々が、より安全を
追求するために、今回改修してくれるというような認識を持つとんのやけど。そういう
認識を持つとんのやけど、その辺はどうなんですか。私の認識どおりの認識を、あなた
方は持つとるんですか。

○印部久信委員長　　教育部長。

○教育部長（太田孝次）　　建築確認上は問題はありません。福祉のまちづくり条例に
関しては、指摘のあったようなことが解釈の違いで直ってない部分があったと、そういつ
た解釈の中で、より安全な建物にするために、現在、直しているところでございます。

○印部久信委員長　　谷口副委員長。

○谷口博文副委員長　　解釈の違いというのは、その辺のあんたの答弁が私は理解でけら
んのやけど。それは、建築基準法なり、その辺に問題のない施設で一応、建築はでけと
んのでしょうか。確認申請がおりとるということは、建築基準法上問題ないということで、
建物がでけとんのよ。私はそういう理解でおるのやけど、その辺はどうなんですか。

○印部久信委員長　　教育部長。

○教育部長（太田孝次）　　建築確認と福祉のまちづくり条例というのは別物やというふ
うに、その中に含まれておるのでなしに、別物やというふうなことで解釈していただき
たいと思います。

○印部久信委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　再度確認しますけれども、この議会だよりを見ていますと、答弁とし
て、県の福祉のまちづくり条例に違反する箇所などを手直しする工事だというふうにし
てあります。それは間違いはないんですね。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 間違いございません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしたら、福祉のまちづくり条例と、条例というのは一つの法律だというふうに思いますけれども、それにやはり違反しているという認識は間違いはないんですね。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 現実には、そうした解釈の違いとか、いろんな考え方もある中で、結果としてそういったことになったというようなことで間違いございません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 解釈の違いとまちづくり条例に違反しているというのでは、大きく違うので、そこら辺は確認しておきたいわけです。いかがですか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 福祉のまちづくり条例に照らして、合致してない箇所を直しております。

○印部久信委員長 小島議長。

○小島 一議長 お聞きしたいのは、契約よの。どういう設計監理の契約をしたのか。多分、設計事務所とも委任状に判を押して、建築基準法とかその他関係法令・条例に関する手続とかいうのを一切委任しますというふうな判を押しとると思うんよの。押してないんけ。委任状いうのに判を押さなだけ。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） ちょっと今、その契約書の内容等、書類を持っていませんの

で、わかりません。

○印部久信委員長 小島議長。

○小島 一議長 確認申請その他もろもろ、役所の手続は設計事務所がされたんでしょ
う。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） そのとおりです。

○印部久信委員長 小島議長。

○小島 一議長 そしたら、本人申請以外に第三者が代理者として申請する場合、委任
状というのが必ずあるわの、なかったらおかしい、できへん。そのあらゆるそういう関係
法令に合致することをするように許可をとるべき業務が設計事務所にあるわけや。

だから、打ち合わせのときに指摘がなかったと、これは福祉のまちづくり条例も、そん
な、建物ができていきなり、さあ、見てくださいでなしに、事前に調整した上で間違いな
いと、例えばスロープであれば1 2分の1以下だったら手すりが要りませんよとか、そう
いうふうな部分は当然、あるはずなんやの。

せやからその辺、設計事務所のほうの答弁が、打ち合わせのときに何も言わなんだから
オーケーやというふうな解釈は、やはり。これは弁護士と相談したんけ、そういう答弁、
回答に対する相談というのは、こういう回答で市としたらええんですかというふうな相談
はかけましたか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 弁護士とは3回、4回会って話をしました。それで、具体的
にこうした内容でというような回答が、向こうからの回答が、そうした具体的なものがな
かったので、こちらとして、設計士の責任とか、そういったことについて話はさせていた
だきましたが、個々具体的にスロープの話とか、そうしたことについてはやってはおりま
せん。

○印部久信委員長 小島議長。

○小島 一議長 いや、僕は、個々の話をしよるんでないんよの。だから、そういう打ち合わせに言わなんたら、うちはそんなのオーケーですよというふうなことの態度に対する相談をしたかというふうなことを聞きよるねんけど。

だから、発注者側として、どういう中身の契約をしとるかというのをきちんと把握して相手と対応せんと、こんな問題が起きよるわけでかな。だから、例えば法令や条例、特に建物やそれに関するもの、建築基準法であれ福祉のまちづくり条例であれ、道路法であれ河川法であれ、そこらの専門的な部分の手續、解釈、これは設計事務所の解釈と県当局の解釈と違うやら、これは、こんなのおかしな話で、設計事務所が勝手に解釈していいんだったら違反建築物は何ぼでもできるわけやな。

だから、これはあくまで指導というのをどこまでしてもろうたらええんかというような問題もあるけども、指導が気に入らなんたら、明確な論法でもって、これこれ、こういうことでそういうものは要りませんとはっきり言うたら、それ以上、正当性がなかったら無理にせえとは言われへんしな。だから、言うほうもやはり、理屈が、根拠があって言いよるんであつて。

だから発注者側は、どこまでそういう設計事務所に業務を依頼しとるんかということきちんと理解してかかっていかんと、こんな問題、これから先も起きる可能性があるんよの。だから、全ての法令・条例にきちんと合致するように設計監理してくださいよと、違反しとって追加が出たらおたくの責任ですよというぐらい、きちんと持ってってもらわんと、いつまでたってもこの問題、また人がかわって現場が変わったら、起こる可能性があるで。どないですか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 我々としても、そうしたいろんな知識とか、そうしたものを当然持つておらないかんわけなんです、やはり県とかそうしたところでも十分相談をする必要があったというようなことは否めないというような感じを持っております。

今後におきましては、そうした建築工事にしろ、いろんなことにしろ、そうしたいろんな面から、これが合っているかどうかとか、そうしたことに問題意識を持つということが大事でないかなというふうに思っております。今後、十分気をつけてやっていければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○印部久信委員長 小島議長。

○小島 一議長 いや、専門的な知識は持つ必要ないわけやの。だから、そういう契約に対する知識を持つとてくれということなんや。だから、そんな個々の問題で、それが

果たして条例や法令に合うとるかや一々調べたって、何ぼ調べたって、その裏まで解釈するやいうのは、まず難しい話でな。人によって解釈も違うんやし。だから、あくまでそういうふうな、どういう相手に対して業務の発注をしとるんか、どこまでが業者の責任なのか、どこから役所の責任なのか、そこら辺を押さえておいてほしいということなんやな。極端に言うて、そんな専門知識が要るんやったら、専門職を雇わなんたら無理なんやの。だから、そういうことなんで、その辺、心しておっていただきたい。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 今後、そうした、今言われたことを十分認識した上で、事業を進めていきたいと思っております。

○印部久信委員長 ほかに。
木場委員。

○木場 徹委員 ちょっと確認だけ、1点だけ。今のやりとりを聞いてとったら、要は、顧問弁護士は、これは言うてもうちに瑕疵があるからあかんという話だったんですか。そこまで話はしとれへんの。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 弁護士とは、結論的に言えば、今までの経緯とかいろんなことを話をした上で、今後、どういうふうにしていくかということ、こちらのサイドでやはり十分考えていく必要があるというふうに僕ら自身は思っておりますので、先ほど来言ってますとおり、お互いに今後のこととか今までの経緯とか、そしてまた、これまでの、今までのやりとりの中で、福祉のまちづくり条例に関して、また、条例に関してのやりとりの中で、こちらのほうの認識不足もあったし、向こうのほうの解釈不足もあったということで、現在のところはこれ以上のことは難しいなというのが、今現在、思っているところです。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、全部、南あわじ市が100%持って、設計士はゼロ、100対ゼロという話で、仕方ないなという話ですね。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 今、先ほど僕のほうから言うたとおりで、現在のところは、これ以上は難しいということで判断をしております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いや、これ以上難しいということは、もう諦めなはれと、単費で、今言ったように南あわじ市の税金で、後、けつ拭きなはれということを言われたんですか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 先ほど来言ってますとおり、弁護士のほうは、そういったことは言っておりませんが、こちらとして、解釈として、とことん、この裁判とかそうしたことで争うのは難しいというような、現在のところは解釈をしております。

○印部久信委員長 委員の皆さん、ほかにこの件については、質疑はもうよろしいですか。

まだありますか。

木場委員。

○木場 徹委員 ほんなら、先ほど議長が言うとおりとおり、当初の設計士との業務契約、どんなふうに書いてあるか、条件、それだけ今度、委員長、どないですか、我々に、次の機会にでも見せていただいて。それでもう、それが入ってなかったら、もう今言ったように、100対ゼロで手を打ったという話ですから、これ以上言うてもしやあないと思います。

○印部久信委員長 そういうことでありますので、次回までに契約書等の書類の提出を求めたいと思います。

ほかに。

川上委員。

○川上 命委員 先ほどの件やけんど、辰中校区の4園の統合についての進捗状況と、今後の計画についてと、それと、南あわじ市の幼保教育についての、安倍首相の成長戦略の女性の社会進出ということでの幼保教育について、何か計画があるなら、ひとつお知らせ

せを願いたいと思います。

○印部久信委員長 答弁は誰がしますか。

暫時休憩します。

そしたら、3時40分再開ということで、休憩します。

(休憩 午後 3時33分)

(再開 午後 3時40分)

○印部久信委員長 そしたら、再開します。

教育部長。

○教育部長（太田孝次） 先ほど、川上委員さんのほうからの4園統合と幼保一元化についての考え方なんですけど、幼保一元化につきましては、これについては今、ちょうど保育所のあり方検討委員会の答弁というか回答というか、そうしたことが市長のほうへ報告があるかと思います。そうしたことを受けて、こちらのほうも考えていきたいと、そのように思っております。

そして、4園統合につきましては、現在、辰美校区の4園統合の問題がございます。そうしたことは、先ほど来、教育長なり学校教育課長のほうから説明があったとおり、今現在、教育委員会のほうで議論をしているところでございますので、できるだけ早い段階で4園統合に向けて、そしてまた、子供たちのためによりよい施設をつくっていければなというふうに思っておりますので、いましばらく待っていただきたいと、そのように思っております。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 太田部長、いつまでも同じような答弁よ、これの。なるべくなら、日々子供は成長しきよるのさかい、早くこういった問題は解決して、いい結果を出すということも心がけなければ、私はいかないと思う。そういったことで、教育委員会ももう少しスピード感というものを持ってもらいたいと思います。

それと、余分ですが、前に同僚委員の阿部さんのほうから出た、サッカー場の進捗状況はどのようになっていますか。これだけで終わります。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） サッカー場につきましては、できるだけ早目に協議会を立ち上げて、場所も含めてどのようにしていくか、検討していきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。
谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 食の拠点についてお尋ねをするわけですが、来年の4月にオープンというような、スケジュール表をちょっと、説明をお願いいたします。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 工程でございますが、今、事務サイドで調整をさせていただいて、目標として、オープンが3月21日。花みどりフェアの時期と合わせたいと思っております。1週間前の14日あたりに竣工式あるいは内覧会で、いろいろとその動線等を勉強しながら、職員がなれるような形でしたいというふうに考えております。

それから、鋭意、今努力中でありまして、主要団体と調整中でありまして、中身はまだ調整段階ではございますが、農協、酪農協、漁協、商工会等と調整をさせていただいております。出資あるいは会社設立について機関決定、それぞれの団体において役員会、理事会、総代会等ございますので、機関決定をいただければ、8月には会社を立ち上げたいというふうに考えております。それ以降、いろんな形でオープンに向けて調整をしていきたいというふうに思っております。また水面下でもいろいろと、事務サイドでも調整をしていきたいと思っております。

それから、工事につきましては、現在、建築確認、開発行為を洲本土木のほうに出させていただき、鋭意、その内容について審査に入っております。

それから、出店者の募集につきまして、昨年、当市内でアンケートをしたわけなんですけど、今現在、日の出管内でアンケートをとらせていただく、あるいはしております。テーマが、「まるごと淡路島」ということで、淡路島島内の農・漁の産品、加工も含めて、まるごとを売り出したいということで、それから、農業者の出店者募集につきましては、やはり管理運営の主体的となる会社設立の新会社と相談という部分もありますが、水面下においては既にあります直販所協議会等々と相談をさせていただいております。

それから、運営に当たっては、せっかく大学ができましたので、現在、大学と、学生と

一緒に、農業経済そのものでございますので、ホームページの立ち上げであったり、農業経済、いかに売るかというような研究も兼ねて、実践に持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 今もう建築確認を申請して、8月に会社を立ち上げて、来年の3月21日にオープンというような工程表というかスケジュール表ができると。それで、私はこれ、このスケジュール表に間に合うのかなというような心配をすんねけど。まだ工事の確認申請の段階やし、工事、こんな短期間で建物というか、そういうふうなやつができて、なおかつ事業主体がしっかりとできて、このオープンに間に合うように努力していただいとんのだろうけど、その辺、この株式会社の会社設立に向けて水面下で、JAであるとか酪農、その辺の調整はスムーズに行っとんのですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 今現在、先ほども申し上げたように、役員会、理事会、総代会という機関決定がございますので、いろいろと相談をさせていただき、また、前に行くというような形ではほぼ方向性を出していただいておりますが、やはり機関決定、あるいは細部調整が要ってまいりますので、きょうの段階では差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、農協との関係、酪農協との関係も言われておりましたが、淡路島農協との関係の中で、この問題について、もうじき総代会があるわけでございますので、私もこの問題はもうちょっと農協との関係がうまくいっているのかいってないのか、どういうところに問題があるのか、そういった問題があれば、ひとつ教えていただきたいと思います。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 私としては、うまくいっているという認識を持っております。しかしながら、内容につきましては、やはり農協内部あるいは酪農協内

部、あるいは漁協内部、商工会内部のいろんな調整がございますので、きょうの時点では大変恐縮ですが、御勘弁をいただけたらというふうに思っております。

○印部久信委員長 ほかに。
柏木委員。

○柏木 剛委員 では、一つだけ。オニオンロードの進捗を伝えてください。今とまっているところ、どのような進捗かだけ聞かせてください。

○印部久信委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） オニオンロードにつきましてですが、現在、南あわじ市の管内において、施工ができていない箇所が3カ所ございます。阿万上町、また、神代国衙、八木養宜上。

本日も、今晚も用地交渉、阿万上町では入る予定にはなっているんですが、あと、神代国衙、また、八木養宜上につきましては、用地交渉、今、引き継いだ段階ですけど、難航しておりますが、神代国衙につきましては水利関係者との接触を持ちながら、今、新たな展開ができるように努力しております。養宜上につきましては、地権者1名で島外市の所有者の方ということでございます。この方につきましては、県の土地改良事務所とも連携をとりながら、なかなかつかまりにくい方というふうに伺っております。そのことにつきましては、県の担当者とも、尼崎におられるんですが、その方々のところへ何度も訪問をさせていただいて、接触を試みておるというところでございます。

以上です。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりました。というのは、市民の関心は非常に高いものですから、ぜひとも本当に早く、一日でも早く工事に入るように期待しております。
終わります。

○印部久信委員長 よろしいですか。
ほかに質疑は。
吉田委員。

○吉田良子委員 先日の新聞で、学校給食費のことについてお伺いたします。4月か

らの消費税増税を受けて、兵庫県下41市町のうち、保護者から給食費を値上げするところと、また、据え置くところ、市が負担するところ、それとか、内容を工夫するとか、いろんなことがあるようですけども、この新聞報道ですと、南あわじ市は保護者負担というふうになってるんですけども、現状、そういうふうなことで今、進められているんでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 平成26年度の給食費についてということで、平成26年2月28日に学校給食センター、当時の山田所長のほうから保護者宛に通知が送られております。

その中の変更内容については、学校給食会理事会で提案し、同意したということで、消費税率が4月1日より5%から8%になることに伴うということと、牛乳について、消費税とは別に4月から2円の値上げが予定であるということで、副食費については、消費税とは別に物価上昇分約2%を見込んでいたということで、平成26年度の給食費単価について、お知らせを出させていただいています。小学校の低学年であれば253円、高学年は255円、中学校では284円ということになっております。

また、沼島の学校給食センターにおいても、消費税5%から8%、牛乳2円アップと副食の物価上昇分、発表予定の内訳で、市の給食センターと同額アップということになっております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしたら、今は改定後の金額だったと思うんですけど、その以前の金額はどうなっているのでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 今、手元にある資料でありますと、今、平成26年度分を言いましたけれども、それ以前の分については、小学校低学年で241円、26年度からアップして253円。小学校高学年は243円が、今回、26年度から255円。中学校が271円から284円のアップになっております。今、手元にある資料ではそれだけです。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 兵庫県下41市町があるんですけども、保護者負担がふえるというふうに書かれているのは16。半数以下のところが保護者負担にするというふうになっているんですけども、これは大変残念な記事であったわけですけども、もうちょっと市として、何か工夫はできなかったものかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○印部久信委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 今、廣地課長からの話が、要は25年と26年の比較で、11円、12円というところのアップになっています。これは、さっき説明があったとおりなんですけども、24年から25年にかけては、逆に10円余り下がっておるんですよ。ですから、当然、去年、おとしの値下げのときも、消費税のアップというのは見込まれておったわけです。ですから、前年度については下がって、今回、十何円アップになったというので、大きく見えるんですけども、24年度と比較すれば、ほとんど近い線かなというようなことで、一応、理事会のほうでも、今回の消費税アップはやむを得んのではないかなというようなことで進めております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしたら、その下がった原因というのは何なんでしょうか。

○印部久信委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 実は、広田の組合立の給食センターと南あわじ市の給食センターが25年4月から統合といいますか、その関係で、給食単価の若干の差があったんですよ。その調整をするのに、低いほうに調整したわけですよ。その結果なんです。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういう事情があったということなんですけども、上がるということには、先ほどの説明ではあったわけで、何とかその分を市で見ていくということの判断はできなかったんでしょうか。

○印部久信委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） ですから、24年度のいわゆる給食単価にほぼ近いということだったので、1年間は当然、安くしたというようなことなんです。そこで理解いただきたいなと思っています。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういう新聞報道だったら、そこまで書いてないし、それは内部事情でわからないんですけども、実際問題、下がって上がるという金額で、そういう平行線だという話ですけども、今後、将来10%というふうな話もありますけれども、そこら辺を見据えて、やはりそういう負担につながらないような仕組みをぜひつくっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 負担の増につながらないような取り組みというのは、非常に難しい話かなと思います。やっぱり、当然アップしていけば、その部分というのは、総じてそういう対応をしていかざるを得んのかなと思います。もちろん、仕入れ単価というところをいかに努力するかというのは、大切なところかなと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この新聞報道によれば、いろいろデザートを減らしたり、副食代を考えたり、いろいろしているところがあるので、そこら辺もこれからの課題だと思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。
終わります。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 一つだけ聞いて帰りますんで、部長。農地・水・環境保全の問題点、ちょっとお尋ねします。この委員会で説明があったかどうか、私は聞いてないように思うんですが、聞くところによりますと、これも入っておる集落と入ってない集落とあると思うんですが、今後、この27年度から多目的機能交付金として、恒久的にこういう制度ができ上がるということをお聞きしておるんですが、これまで、農地・水・環境保全の問題については、非農家も入った中で、そういう制度の交付を受けていたわけですが、27年度から多目的機能交付金として恒久的にそういう制度ができると、その違いについて、何

か違う点があれば、簡単に説明していただきたいんですけども。

この制度については、恐らくそういう環境保全、今までの制度に入っている自治会とか団体には、それなりの書類とか送ってると思うんよな。ほんで、簡単に答弁できると思うんですけども。

○印部久信委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 今までの分と大きく異なるのは、今、2期目ということで、継続事業をやっております。それは、農地・水の共同作業のほうが、今、農地・水には二つの制度がありまして、一つ目が共同作業というのと、向上作業という二つがあります。

共同作業というのが今、81集落が南あわじ市で取り組んでおります。この81集落の中で、これから1反当たり、田として3,300円の支援をいただいております。それが今度、新しい多目的機能になれば、この分が値段が1,500円上がって、4,800円になります。今までは地域全体で取り組んでくださいと、これからは農業者のみでも取り組めるようになったということです。今までのもう一つの事業、資源向上事業なんですけども、これは新しく取り組んでおった方々は4,400円なんですけども、これは今までどおり、多目的機能になっても今までどおり継続していくと。

だから、大きく変わったのは、今まで共同作業で取り組んでいた81集落、これが1,500円単価が上がって、田の場合、1反当たり1,500円上がって、なおかつ農業者のみでも取り組めれるというのが大きく変わった点でございます。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで、それはもう大体、吹上の場合もこの制度を利用させていただいてありがたいなと思うとるんです。それで、農地・水の場合は結局、非農家も入れなさいよという制度やったと思うんです。今、部長が説明されたように、今度は農業者だけでも、ただし非農家も、入る人はよろしいよというような。金銭的なことはもう結構なんですけど、そういう解釈でよろしいですか。

○印部久信委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 委員さんが言われたとおり、選択できるというふうに解釈しております。

○印部久信委員長 ほかに。
谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 西淡町の社教センターの改修計画についてお尋ねをいたします。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 現在のところというよりも、耐震診断が出ておりますので、耐震補強計画を進めてまいりたいと思いますが、今年度、予算がついておりませんので、できるだけ早目に行っていきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 そこで、このサイクリングターミナルとか、あの辺はやってますわな。あの辺、市の優先順位というのはどのように考えとるんですか。要は、西淡町の社教センターとサイクリングターミナルとの利用頻度とか、その辺の事業効果を見据えた上で改修計画を立ててもらわなったら。その辺を選択、予算の中で全部一遍にせえよなんて私も言いません。ただ、社教センターのほうが、私は利用頻度が高いし、なおかつ、来る南海地震等々の被害想定も大なるところから事業に着手してこそ。優秀な職員が事業計画を立ててもろうと思うのやけど、西淡町の社教センターを放ったらかしておいて、ほんで、サイクリングターミナル、あの辺のところへ数千万円も金かけて、どないいうことよ。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 昨年度2月に、公の施設検討委員会というのを市長公室の室長中心に設置をしましたので、現在、そういう関係、公の施設全てについて、そこで順次検討していただきたいということで考えております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 私は、幾度となく西淡町の社教センターの改修を要望し、なおかつ、隣の施設の改修補強、利用者からの声を聞いて要望しとるわけよ。その辺、あなた方は、我々の声は一つも耳を傾けず、そんな、1日に100人使いよるところと、1日に3人や5人やしか使いよれへんところのほうを先に改修して、そんな、おかしな話と違う

け。誰が決めよるて。もう一遍、はっきりと。決めよる人、副市長け、これ、優先順位をつけよるのは。社教放ったらかしておいて、向こうへ金つけよるのは、誰よ。何遍も言いよるねんぞ、これ。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 教育施設につきましては、教育委員会のほうで優先順位を決めさせていただいて、社会教育施設についてはできるだけ早目にということで考えております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ほんなら、今年度予算ついてないということは、社教センターはいつやっていただけるんですか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 先ほど言いますとおり、公の施設検討委員会のほうで、できるだけ早急にやっていただくように要望していきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 その検討委員会というのは誰よ。誰が検討しとるの、ほんな、
.....な検討。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 公の施設の検討委員会は、先ほど言いますとおり、委員長に公室長、それから財政部等関係課の部長、課長で編成しております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ここら、やはりこれ、地震とかそういうようなことを言われておる、やはりそういうところから優先的に着手していかなんたら。事業効果いうてあるでし

よう、どっちのほうの施設がようけ一般市民が利用しよって、天井が落下したりとか、そんなことしたときに、危険度の高いところから改修していくべきものなんよ。それを、三原のほう来て、これは海岸手のほうを放ったらかしといて。そこらが私はどないも納得できらんのやけんど。

皆、社教を改修してくれって、何遍も私、言うてますよ、福原課長にも。隣のピンポンしよる人らも、何とか存続してくれいうてお願いしとったって、あんたはむげにも、そんなことはできません、あれは解体しますやいうて。そういうことを言うて、西淡の人はどこでも、三原のほうでも行ってピンポンしてくださいよというてあんたは言うけんど。ほんなようなことで通用すると思うとんのけ。教育長か、これは。誰が委員会で、検討委員会。これ、答え出るまで、きょうはもう、答え出るまでやるぞ。来年つけたる言うんやったら納得すんのや。答え出るまで、やめられっかいや、今。

○印部久信委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 4時05分)

(再開 午後 4時10分)

○印部久信委員長 再開します。
谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 利用者の利用頻度について、お尋ねをいたします。社教センターの体育館施設の利用者数と、サイクリングターミナルの体育館の利用者数を教えてください。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 少々お待ちください。

社会教育センターの利用度です。社会教育センターの利用なんですけども、平成23年1万3,027名、これ、体育室です。それから、格技室が5,928人、テニスコートが5,433人等々で、2万5,905人が利用しております。24年度、同じく2万3,940人です。ただ、サイクリングターミナルにつきましては、私、ちょっと所管でございませんので、データは持ってありません。

○印部久信委員長 そしたら、サイクリングターミナルの数字、商工観光課長、出ます

か。

商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）　　ちょっと申しわけございません、収支の資料は持っているんですが、ちょっと利用人数は現在持ち合わせておりません。申しわけございません。

○印部久信委員長　　谷口副委員長。

○谷口博文副委員長　　そしたら、サイクリングターミナルの体育館の利用者というのは対象、どういう方がサイクリングターミナルの屋内体育館の利用をされておられますか。

○印部久信委員長　　商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）　　サイクリングターミナルは宿泊施設ということでございますので、宿泊された方もしくは学校等、合宿で使われた方、それから、地元では淡路三原高校のバレー部等、それから、バドミントンのサークル等が利用されています。

○印部久信委員長　　谷口副委員長。

○谷口博文副委員長　　そしたらこれ、2万6,000人ぐらい利用しよる施設と、年間260人しか利用せえへん施設とでは、どちらの施設のほうが重要視されるんですか。

○印部久信委員長　　暫時休憩します。

（休憩　午後　4時15分）

（再開　午後　4時16分）

○印部久信委員長　　再開します。
教育部長。

○教育部長（太田孝次）　　南あわじ市内には多くの体育施設等がございます。そうした中で、社教センターにつきましては、耐震診断等を行いました。そして、将来、それを改修していくというような方向でやっていくということを認識をしているわけなんです、具体的に予算をとというようなことなんです、これについては早急に内部で検討して、予

算等の検討を、内部で検討したいということで努力していきますので、今後、よろしくお
願いしたいと思います。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 多くの施設があるのはわかっとなのよ。そのときに、改修する優
先順位というやつをどういうふうにして決定されとるんですかと言うたら、検討委員会が
作成しよると言いよるのやけど、そのあたりは、旧の三原地区側のところを先に改修す
るのでなしに、地震とかそういう被害の多いところを考慮して改修すべきではないんです
か言うねん。そういうのを検討委員会で検討していただいた上で、事業効果というか費用
対効果に基づいた上でやっていただきたいなという要望やの。その辺を十分踏まえてくれ
ましたか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 今言われたとおり、やはり、利用状況とか場所とか、そうし
たことも考慮に入れながら、当然、検討していくべきというふうに思っておりますので、
できるだけ早い段階でそうしたものを、年次計画を立ててやっていきたいと、そのように
思います。

○印部久信委員長 先ほどの谷口副委員長の発言のうち、不適切と思われる部分が多々
あったと見受けられますので、後刻、記録を調査の上、委員長においてしかるべき処置を
することにします。

ほかに。

木場委員。

○木場 徹委員 社教の話が出たんでお尋ねします。社教グラウンド、以前から浸食さ
れて困っておるんですが、なかなかそれも、先ほど谷口副委員長が言われたように、優先
順位が低いんか、それとももうあのまま、瀬戸内海に沈める気かわからんのやけども、そ
のままなんですけど、この件についてはどうですか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 社教のグラウンドにつきましては、特に北側と
いうんですか、あそこについては順次土を入れてるんですけども、やはり冬場の波の浸食

によりまして、どうしても取られていっているという現状がございます。あれをとめよう
とすると、やはり板を打つ方法とか、何かそういう方法しかないんですが、やはり環境省
との問題等もありますので、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 自分らで聞くとところによると、利用者がくいを打って何とか工夫して
やっとならなすけども、それも冬場の季節風で持っていかれるというようなことで、難儀
しておりますので、ぜひ、若干の高さでええんで、何とか浸食されないような方法をお願
いしたいんです。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） とりあえず、工法なり、検討させていただき
たいと思います。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 予算のほうもよろしくお願いします。

○印部久信委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 成人等の風疹ワクチン接種助成についてお伺いいたします。これは、
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの接種分については、きょう4月25
日現在でも南あわじ市のホームページに載っていると。期限が既に大幅に過ぎているのにも
かかわらず、こういうふうに助成事業について載っているわけですけれども、本年度はど
ういうふうな対応になるのでしょうか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 平成26年度につきましては、予算計上はしておりますが、
要綱のほうは今作成中ございまして、ちょっと、いましばらくお待ちいただきたいと考
えております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますとこれ、きょうのホームページから取ったわけですが、そこではいろいろ、こういう方が対象ですよ、お金は幾ら要りますよとか、助成方法についていろいろ、もろもろ書かれてるわけですが、26年度は要綱の見直しもあるということで、今、作業がおくれているということなんでしょうか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、島内3市ということで、洲本市、淡路市と歩調を合わせながら同じような形でやっていくべきかなと、今考えておりますので、ちょっと待っていただきたいと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、25年度は3市共通の助成事業だったんでしょうか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 南あわじ市の場合、一部違いまして、男性の方ですが、平成2年4月1日以前に生まれた男性で、満50歳まで接種された方を追加いたしております。その分が、医師会からの独自要望で追加した分となっております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今の話ですと、南あわじ市がほかの2市に比べて対象、該当する方については拡充しているという話でありましたけれども、先ほどの答弁では、3市歩調を合わせるということの話ですけど、ほかの2市もこういう形で、50歳未満の男性も拡充するという方向になってるんでしょうか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今、聞いたところによりますと、洲本市、淡路市につきましては平成25年度と同じ内容で実施するというごさいます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 3市に合わせるということは、25年度、先ほど言った、南あわじ市50歳未満の男性というところは、どういうふうに対応するんですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 26年度に入りまして、風疹のほうが終息済みであるということと、県の補助金が廃止されたということになっておりまして、極めて助成につきましては、さほどでもあれなんですけども、洲本市、淡路市に近いような形になっていくのかなと考えております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、25年度に比べて対象者を少なくするという事は、後退するということになるのでしょうか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 後退云々じゃなしに、今、流行していないという状況の中で、妊婦さんを保護するような形での施策で25年度は実施しておりますが、26年度もそれに比べて、24年度以下程度の発生状況でございますので、その辺を判断しながら決めていきたいと考えております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、発生してなくても、この流行時期というものはあるわけですから、せっかく2市に比べて進んだ制度を、あえて後退する必要はないのではないのでしょうか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） とは言いながら、やっぱり島内3市同じような形ですることが望ましいといえますか、そういうこともありますので、相談しながら進めていきたいと考えています。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 医師会からの特に要望があって、市独自でそういうふうにしてきたことを、あえて3市共同歩調、合わす必要はないし、やはり独自施策として、これまでと同じようにしていくことが本来の姿だと思うんですけど。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 基本的には、この今、委員おっしゃられている風疹のことだけじゃなくて、いろいろな検診、検査、やっておりますが、基本的には洲本市、淡路市と歩調を合わせてという考え方を持っております。ただ、中には南あわじ市のほうがいいものもあれば、ほかの市のほうがいいものもあつたりもしますので、基本はあくまで、できるだけ同じようにということですけども、その辺については、先ほど課長も申しましたように、去年のことも踏まえた中で、検討して決めていきたいと思えます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 共同歩調ということも、ある一定わかるんですけども、今回も子供の医療費助成は南あわじ市、3市の中で一番進んだ事例ですし、何も3市の、あとの2市の顔色を見ながら施策する必要もないし、独自施策を拡充することによって人口の増加というところもつながってくるわけですから、そういうふうには、共同するところはしながらも独自施策を打っていける範囲のことであれば、独自施策をどんどん展開していったいいんではないんでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） おっしゃるとおりやと思えます。ただ、ほかの市の顔色を見ながらやっているわけではございません。できるなら、同じ地域ですので、ほかの市とも共同して、合わせていくほうがいいのかというのが基本にあるということです。その中で、これについては特に南あわじ市として力を入れてやっていきたいとかいうものについては、当然、ほかの市よりもいいことであってもやっていくということもございます。ただ、この件については、基本としては2市と合わせるということを基本としてますが、その辺については正式にこうやと決定したわけではありませんので、今後、検討して決めていきたいと思えます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 せっかくの独自施策ですので、ぜひそれを継続するという立場を貫いてほしいと思います。
終わります。

○印部久信委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 そしたら、質疑がございませんので、質疑を終結します。
次に、その他に入ります。何かございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 イングランドの丘の指定管理、この前の議会であったんですけども、その中で職員の待遇について、大変劣悪やと、官製ワーキングプアのような状況にあるというふうなことが言われてるところもあるんですけども、実態はどうなんですか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) イングランドの丘の社員の年収の実態ということでございますが、現在、経験年数が1年以上ある社員につきましては41名、正規職員がおります。この方々の実態につきまして、経験年数1年という方につきましては、当然、年数も浅い、また、賞与等も低いということで190万から200万、ここに3名おります。

それから、200万以上の社員につきましては、200万から220万が8名、220万から240万が7名、240万から260万が4名、260万から280万が6名。300万以上につきましては、300万から320万が1名、320万から340万円が1名、340万から360万が2名、360万から380万が3名、380万から400万が2名ということで、次に400万以上につきましては、400万から420万が1名、440万から460万が2名。500万以上につきましては、560万から580万ということで1名。合計41名の正社員が現在おって、年収につきましては、実態は以上のとおりでございます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 社長に伺いますけど、この水準というのは、公務員から見たら低いんかとは思いますが、そんなに私は低いように思わんですけども、認識はいかがなんでしょうか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 私もそういうふうに思います。こういう施設でございますので、精いっぱい待遇改善はやっていこうと思いますが、まだ道半ばということは、かなりはあると思いますが、他に比較して低いとは思っておりません。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 やはり、職員を今後も雇っていかないかんわけですし、そういうごっつい風評か何か知りませんが、官製ワーキングプアというようなことが広がってしまうと、職員の採用等にも影響すると思うので、そういうことはないということはしっかりと説明していただきたいというふうに思います。いかがですか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私も、この間、ある新聞を見て、もうびっくりしておるわけです。私どもも毎月、運営会議を開いて、役職の者の方々といろいろなことについてディスカッションするわけですが、皆さんから聞いても、給料の話等については、一切今までも要望はございませんで、こちらのほうから営業成績を推しはかって、ことしもベースアップもやらせていただいて、職員の皆さん方には3月の給料を支払うときにお伝えをさせていただいたわけで、その役職員の皆さん方の反応ですけど、お喜びになっておられました。

それで、今、ボーナスが年間1.5カ月分にしてありますが、来場者が40万人を超すと0.5カ月分の特別報酬を出すということにしておったんですが、それについても3月31日で少しそれに足らなかったということで、支給には至らなかったんですが、皆さん方も、もう少し頑張ったらよかったのになというような感想は聞こえてまいりましたが、今後もそういう、ある程度、成績が上がれば、一時的なものであっても支給はしていきたいなというふうに思います。

ただ、これについては、大盤振る舞いをして赤字になったときに、市のほうで面倒みていただけるのかと、市の51%の出資があるわけですが、営業赤字になったときに、市のほうで補填をしていただけるという、皆さん方から確約をいただければ、我々は、私も社

長としては大盤振る舞いをさせていただいたほうが、その職員の皆さん方から喜んでいただけるわけなんです、やはり社長としては、将来を見据えて、持続可能な運営を目指していかなければいけないというふうな中でやっておるわけでございますので、ああいう新聞を出されると、非常に我々としては困惑をいたしております、今後、この28日に運営会議がございますので、一遍、職員の皆さん方とどういう反応があるのか、一度、お話し合いをしてみたいと思っております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 食の拠点でレストランの部門もまた担っていただくというふうな計画だと思いますので、ぜひ、相乗効果を生むような経営をお願いしたいと思います。終わります。

○印部久信委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 ないようですので、執行部からの報告事項がありましたらお願いします。生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長(福原敬二) 委員の皆さんには御案内のほうに行っているかと思えますけども、この4月29日、三原健康広場におきまして、淡路だんじり祭りが開催されます。朝8時半から、大体、夕方4時ぐらいまでかかるかと思えますけども、時間の許す限り御観覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○印部久信委員長 ほかにございませんか。

それでは、委員の皆さん、また、執行部の皆さん、本日は早朝より慎重審議、ありがとうございました。

これもちまして、委員会を終了いたします。御苦労さんでした。

(閉会 午後 4時37分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年 4月25日

南あわじ市議会産業厚生常任委員会

委員長 印 部 久 信